

令和8年7月29日

中小規模建築物への府内産木材の利用を促進 ～京都府内産木材の利用促進に関する協定を8月5日に締結～

■京都府では、中小規模建築物における府内産木材の一層の利用促進を図るため、一般社団法人京都府建築士事務所協会及び一般社団法人京都府木材組合連合会と、8月5日に「中小規模建築物における京都府内産木材の利用促進に関する協定」を締結しますので、当日の取材をお願いします。

1 ねらい

本協定は、地域の建築士の技術を反映しやすく、かつ府内産木材の供給・流通体制とも親和性の高い中小規模建築物において、府内産木材の利用拡大と安定した供給体制の実現を目的としており、今後、協定に基づく連携した取組により木造建築を担う技術者の育成やJAS材^{*}等の建築用構造材の需要拡大を目指します。

※JAS材：日本農林規格（JAS）に基づく規格認証木材

2 日 時

令和8年8月5日（水）9：25～9：50

3 場 所

京都府庁1号館3階 会議室

4 締 結 者

京都府	知 事	西脇 隆俊
一般社団法人京都府建築士事務所協会	会 長	内田 康博
一般社団法人京都府木材組合連合会	会 長	辻井 重

5 立 会 人

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	会 長	上野 浩也
一般社団法人全国木材組合連合会	副会長	本郷 浩二

6 協定概要

- (1) 一般社団法人京都府建築士事務所協会と一般社団法人京都府木材組合連合会の連携した取組
 - ・木材利用の意義や環境効果に関する普及啓発
 - ・府内産木材の利用促進に向けた研修会・見学会の開催
 - ・JAS材等の普及及び供給体制の整備
- (2) 京都府の取組
 - ・両団体の取組に対する助言、利用可能な補助事業等の情報提供
 - ・両団体の取組についての広報

〈参考：中小規模建築物〉

階数3階以下、かつ延べ面積500㎡以下の建築物を想定

【本報道発表に関するお問合せ】

農林水産部林業振興課	課長	中井	TEL 075-414-5020
建設交通部建築指導課	課長	瀬野	TEL 075-414-5340

